

写

25人委給第607号

平成25年9月26日

福岡県議会議長 松尾統章 殿

福岡県知事 小川洋 殿

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県の職員の給与等に関する報告について

福岡県人事委員会は、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、一般職に属する福岡県の職員の給与等について別紙のとおり報告します。



## 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する実態、民間の給与、生計費その他の職員の給与決定等に関係のある諸事情について調査し、検討を行ってきたので、その結果を報告する。

### 1 人事委員会勧告制度の基本的な考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、「社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない」とされており、給与については、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と、給与以外の勤務条件については、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」とされている。

また、地方公務員については、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されていることから、その労働基本権制約の代償措置として、人事委員会の勧告制度が設けられている。

これらを踏まえ、本委員会は、県内民間事業所における給与等の実態、国や他の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を総合的に検討し、職員の給与等に関し報告及び勧告を行っている。

その中でも、職員の給与水準の決定については、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、県内民間事業所の従業員の給与を詳細に調査・把握し、職員の給与水準を民間従業員の給与水準と均衡させることを基本として行っている。

### 2 職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在における職員の給与の実態を把握するため、「平成25年県職員給与等実態調査」を実施したが、その概要は次のとおりである。

### (1) 職員の構成

職員には、その従事する職務の種類に応じ、行政職、医療職、研究職、公安職、教育職の5種8給料表が適用されており、職員数は全職員で48,993人（昨年48,973人）、行政職給料表適用職員で8,993人（同8,977人）である。（参考資料第1表）

平均年齢は、全職員で43.7歳（昨年43.9歳）、行政職給料表適用職員で42.9歳（同43.1歳）である。（参考資料第1表）

平均経験年数は、全職員で21.5年（昨年21.7年）、行政職給料表適用職員で21.1年（同21.3年）である。（参考資料第1表）

学歴別構成は、全職員で大学卒75.5%（昨年75.2%）、短大卒9.8%（同10.0%）、高校卒14.7%（同14.8%）、中学卒0.0%（同0.0%）、行政職給料表適用職員で大学卒62.9%（同63.0%）、短大卒8.5%（同8.4%）、高校卒28.5%（同28.5%）、中学卒0.1%（同0.1%）である。（参考資料第2表）

### (2) 平均給与月額

本年4月現在における平均給与月額は、全職員平均で416,101円（昨年419,794円）、行政職給料表適用職員平均で394,115円（同397,819円）である。（参考資料第3表）

## 3 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との比較・検討を行うため、人事院、北九州市人事委員会、福岡市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,169事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した543事業所を対象に、「平成25年職種別民間給与実態調査」を実施し、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、諸手当の支給状況、特別給の支給状況等について調査を行った。（参考資料第12表～第23表）

このうち、給与改定の状況をみると、表1のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は13.4%（昨年10.9%）、ベースダウンを実施した

事業所の割合は1.2%（同1.2%）となっている。

また、表2のとおり、係員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は81.8%（昨年92.1%）となっている。昇給額については、昨年比べて増額となっている事業所の割合は20.0%（昨年27.2%）、減額となっている事業所の割合は6.4%（同7.3%）となっている。

表1 民間における給与改定の状況

(単位:%)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
	係員		13.4	13.1	1.2
課長級		11.3	12.3	1.0	75.4

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

表2 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり					定期昇給 制度なし
		定期昇給実施			定期昇給		
		増額	減額	変化なし	停止		
係員	85.2	81.8	20.0	6.4	55.4	3.4	14.8
課長級	77.5	75.4	20.0	5.8	49.6	2.1	22.5

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

次に、雇用調整の実施状況を見ると、表3のとおり、平成25年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は19.7%（昨年21.1%）となっている。雇用調整の措置内容を多い順にみると、採用の停止・抑制（9.8%）、残業の規制（6.0%）、部門の整理閉鎖・部門間の配転（3.5%）、業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換（3.0%）となっている。なお、賃金カットを実施した事業所の割合は、1.8%（昨年2.9%）となっている。

表3 民間における雇用調整の実施状況

（単位：%）

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	9.8
転 籍	1.1
希望退職者の募集	1.3
正社員 の 解 雇	—
部門の整理閉鎖・部門間の配転	3.5
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.0
残 業 の 規 制	6.0
一 時 帰 休 ・ 休 業	2.5
ワ ー ク シ ェ ア リ ン グ	—
賃 金 カ ッ ト	1.8
計	19.7

（注）平成25年1月以降の実施状況である。

（複数回答）

## 4 民間給与との比較

### (1) 民間給与との較差

「平成25年県職員給与等実態調査」及び「平成25年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務にあつては行政職、民間にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくすると認められる者同士の給与額を対比させ、精密に比較

(ラスパイレス方式) したところ、その較差は、表4のとおり、1人当たり平均にして職員の給与が民間の給与を112円(0.03%)下回っていることが明らかとなった。(参考資料第4表、第16表)

表4 職員給与と民間給与との較差

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (C) = (A) - (B) $\left( \frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right)$
381,811円	381,699円	112円 (0.03%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

備考 職員の給与は、本年7月から、福岡県職員等の給与の特例に関する条例に基づく減額支給措置が実施されている。

仮に当該措置が本年4月にあったとした場合、職員の給与は353,520円となり、民間の給与を28,291円(8.00%)下回ることとなる。

## (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所において支払われた特別給は、表5のとおり、平均所定内給与月額との3.96月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(3.95月)と均衡している。

表5 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	337,856円
	上半期 (A2)	337,735円
特別給の支給額	下半期 (B1)	660,448円
	上半期 (B2)	680,274円
特別給の支給割合	下半期 (B1)/(A1)	1.95月分
	上半期 (B2)/(A2)	2.01月分
	年 間	3.96月分

(注) 「下半期」とは平成24年8月から平成25年1月まで、「上半期」とは平成25年2月から7月までの期間をいう。

## 5 物価及び生計費

総務省統計局の消費者物価指数は、本年4月において、昨年同月に比べ、全国では0.7%、福岡市では1.1%減少している。(参考資料第25表)

また、本委員会が、同局の家計調査を基礎として算定した本年4月における福岡市の標準生計費は表6のとおりである。(参考資料第24表)

表6 本年4月における福岡市の標準生計費

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
117,260円	153,370円	177,010円	200,640円	224,280円

## 6 人事院報告

人事院は、本年8月8日、国家公務員の給与等に関する報告を行い、併せて、国家公務員制度改革等に関する報告を行った。

### (1) 国家公務員の給与等に関する報告

- 民間給与との較差に基づく給与改定について、月例給については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく給与減額支給措置による減額前の給与額に基づく官民給与の較差が極めて小さく、俸給表等の適切な改定が困難であることから、改定を行わないこととし、特別給についても、民間の年間支給割合が公務の年間支給月数と均衡していることから、改定を行わないこととしている。
- 給与構造改革に関する勧告から8年が経過し、その間、社会経済情勢は急激に変化を続けており、国家公務員給与について、一層の取組を進めるべき課題が種々生じてきていることから、給与減額支給措置終了後に、給与制度の総合的見直しを実施できるよう検討を進め、早急に結論を得ることとしている。
- 雇用と年金の接続については、段階的な定年の引上げも含めた再検討の必要性を述べつつ、当面の措置として、現行の再任用を活用した確実な接続を



図る必要があり、その取組への対応を促すとともに、再任用職員の俸給水準や手当の見直しについて、公的年金が全く支給されない民間再雇用者の給与の実態を把握した上で、再任用職員の職務や働き方等の実態を踏まえ検討することとしている。

- 給与減額支給措置が終了する平成26年4月以降の給与について、本年の報告に基づく民間準拠による給与水準が確保される必要があるとして、国会及び内閣に対し、勧告制度の意義・役割に深い理解を示し、民間準拠による適正な給与を確保するよう要請している。

## (2) 国家公務員制度改革等に関する報告

- 国家公務員制度改革についての経緯を振り返り、今後の検討に当たっての留意点等を示している。
- 公務員制度の課題と対応について、人事院の基本認識と取組状況を併せて報告し、その中で、本年の報告と同日に、配偶者帯同休業制度の導入についての意見の申出を行う旨言及している。

それぞれの概要は、別記のとおりである。

## む す び

職員の給与決定等に関係のある諸情勢については以上述べてきたとおりであり、これらを踏まえて総合的に検討した結果、職員の給与等についての本委員会の意見は、次のとおりである。

### 1 給与について

#### (1) 民間給与との較差に基づく給与改定

##### ア 月例給

本県では、現在、福岡県職員等の給与の特例に関する条例に基づく給与減額支給措置が行われているが、当該措置は民間準拠による給与水準の改定ではなく、本年度末までの間の臨時特例の措置であることや本年7月からの実施であることを踏まえ、本年の給与改定の検討に当たっては、当該措置の実施前である本年4月の公民較差に基づくこととした。

その上で、本委員会としては、本年の公民較差が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないこととする。

##### イ 特別給

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の特別給の年間支給割合が職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数と均衡していることから、特別給の改定を行わないこととする。

#### (2) 給与制度の総合的見直し

平成18年度から平成22年度までの間の給与構造改革において、本県では、国の実施状況も踏まえながら、給料表水準の引下げ、給与カーブのフラット化、地域手当の新設及び管理職手当の定額化を行った。

人事院は、本年の報告において、給与構造改革に関する勧告から既に8年が経過し、その間、我が国の社会経済情勢は急激な変化を続けており、国家公務員給与については一層の取組を進めるべき課題が種々生じてきているとした上で、国家公務員の給与に対する国民の理解を得るとともに、公務に必要な人

材を確保し、職員の士気や組織の活力の維持・向上を図っていくために、給与減額支給措置終了後、俸給表構造、諸手当の在り方を含め、給与制度を総合的に見直していくことを表明している。

この給与制度の総合的な見直しについては、今後、人事院の検討状況や他の都道府県の動向等を注視していく必要がある。

## 2 勤務環境の整備等について

### (1) 時間外勤務の縮減等

任命権者においては、定時退庁日の徹底や業務の見直しなどの取組が進められているところであるが、依然として長時間の時間外勤務を行っている部署や職員が見受けられる状況にある。

今後とも、管理監督者は、時間外勤務の適正な管理などの取組を率先して進めることはもとより、すべての職員は、時間外勤務縮減に向けた意識を共有し、計画的立案に基づき業務を実施することが重要である。

また、年次休暇等についても、計画的・連続的な使用をさらに促進するため、改めて職員や職場の意識啓発、機運醸成に努める必要がある。

なお、教育委員会においては、教職員の総実働時間の縮減について、勤務実態を把握し、多忙化の要因を検証するなど、実効性のある取組が必要である。

### (2) メンタルヘルス対策等

精神疾患による病気休職者については減少の傾向がみられるものの、病気休職者のうち精神疾患による者は病気休職者数の半数を超える状態が続いている。

メンタルヘルス対策は、職員の健康や良好な業務執行体制保持の観点から、公務運営上の重要な課題であり、休職者の復職支援や巡回相談による相談体制の強化など、引き続き実効性のある取組を推進していくことが必要である。

パワーハラスメントについては、職員のメンタルヘルス不調の一因となりうることから、その発生防止のため、指針等の周知徹底に努めることが重要である。

### (3) 両立支援の推進

「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定された特定事業主行動計画において、知事部局と教育委員会が目標としている男性職員の出産・育児休暇の取得等については、徐々に、取得者や取得日数等が増えているものの、依然として目標に達していないものがある。

任命権者においては、引き続き育児休暇・休業制度や計画内容の周知徹底に努めるとともに、父親となる職員はもとより、管理監督者の意識徹底や職場の支援体制の一層の強化を図っていくことが重要である。

また、地方公務員への配偶者帯同休業制度の導入や育児又は介護に責任を有する職員を対象とした、弾力的な勤務時間制度等の整備については、今後、国の検討状況を注視していく必要がある。

## 3 公務員倫理意識の徹底について

多くの職員が県民の信頼と期待に応えるべく全力で職務に精励している中、一部の職員による公務員としての自覚を欠く不祥事が後を絶たず、公務や職員全体への信頼を著しく失墜させる事態となっている。

職員は、自らの行動が公務全体の信用に大きな影響を与えることを改めて自覚し、勤務時間の内外を問わず、常に高い倫理意識を持って行動することが肝要である。

任命権者においては、公務員倫理意識の徹底を図るため、様々な対策を講じているところであり、再発防止のための研修や啓発をさらに充実させることが必要である。

## 4 人事評価制度について

人事評価制度は、職員の能力・実績等を的確に把握し、任用や給与等の人事管理の基礎となる重要な仕組みであり、公務組織の活力を保つためには、各職員の勤務実績が人事評価に的確に反映され、その結果を活用した人事管理を推進する必要がある。

本県（知事部局）での人事評価制度は、導入以来、評価方法や手続等の改善を

重ねながら、適材適所の人事配置や人材育成などに活用されている。今年度からは、新たに評価結果の本人開示や評価結果に対する苦情処理等が実施されており、評価に対する職員の納得性や制度に対する信頼性の向上を図っているところである。

今後は、職員の士気及び組織活力の維持・向上の観点から、評価結果を給与に適切に反映させることが重要であり、職員の理解と納得を得ながら、早急に取り組を進める必要がある。

## 5 雇用と年金の接続について

年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴う国家公務員の雇用と年金の接続については、現行の再任用制度の活用により対応するものとする閣議決定がなされており、本年の人事院報告では、同閣議決定を踏まえ、再任用職員の能力と経験をいかせる職務への配置などによる再任用の円滑な実施や高齢期雇用を契機とした人事管理の見直し等必要な取組が示されたところである。

本県においても、平成26年4月から雇用と年金の接続が確実になされる必要がある。そのためには、再任用に当たっての職員の意欲、能力等の的確な把握、職域の拡大等による再任用職員の能力と経験の有効な活用や再任用に関する苦情への適切な対応など、再任用の円滑な実施に取り組む必要がある。

また、中長期的な人事配置を見据えながら、人事管理及び行政事務の執行体制の見直し等の検討を進めることが肝要である。

## 6 適正な給与の確保の要請について

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、地方公務員法の情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年、職員の給与決定方式として定着し、行政運営の安定に寄与している。

近年、行政需要が増大かつ複雑化する中で、職員にあっては、社会経済情勢の変化と県行政を取り巻く厳しい状況を十分に認識し、一人ひとりが常に全体の奉仕者としての強い使命感と高い倫理観を持ち、より一層の効果的・効率的な業務

遂行や県民サービスの向上に努めることが求められている。

本県では、本年7月から民間準拠によらない給与減額支給措置が実施され、現在、職員が実際に受ける給与額が本来の給与額よりも相当程度低くなっている。このような中であっても、職員は、県行政に向けられた県民の期待と信頼に応えるべく、日々職務に精励している。

本委員会としては、月例給及び特別給の水準について、本年は民間給与と均衡していることから給与水準改定のための勧告を行わないこととしたが、労働基本権制約の代償機関としては、給与減額支給措置が終了する平成26年4月以降の職員給与については、本報告に基づく民間準拠による給与水準が確保される必要がある。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、民間準拠による適正な給与を確保されるよう要請する。

## 人事院報告の概要

### A 給与等に関する報告

#### ○ 本年の給与等に関する報告のポイント

##### 月例給、ボーナスともに改定なし

- ① 月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出
  - ・ 減額支給措置は民間準拠による改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、昨年同様、減額前の較差に基づき給与改定の必要性を判断
  - ・ 減額前の較差（0.02%）が極めて小さく、俸給表等の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は見送り
- ② 公務の期末・勤勉手当（ボーナス）の支給月数は、民間と均衡しており、改定なし
  - ・ 上記給与減額支給措置が行われていることを勘案

##### 給与制度の総合的見直し

減額支給措置終了後に、俸給表構造、諸手当の在り方を含む給与制度の総合的見直しを実施できるよう準備に着手

- ① 民間の組織形態の変化への対応
- ② 地域間の給与配分の見直し
- ③ 世代間の給与配分の見直し
- ④ 職務や勤務実績に応じた給与

### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

### II 民間給与との較差に基づく給与改定

約 12,500 民間事業所の約 49 万人の個人別給与を実地調査（完了率 88.6%）

\* 民間給与を広く把握し、公務員給与に反映させるため、本年から調査対象を全産業に拡大

〈月例給〉 公務と民間の 4 月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較  
月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

○ 月例給の較差（給与減額支給措置による減額前） 76 円 0.02%  
（給与減額支給措置による減額後） 29,282 円 7.78%

〔 行政職俸給表（一）…現行給与（減額前） 405,463 円 平均年齢 43.1 歳  
（減額後） 376,257 円 〕

○ 官民較差が極めて小さく俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定は行わない

\* 勧告の前提となる官民比較については、給与減額支給措置は民間準拠による水準改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、給与法に定める給与額に基づき実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 公務の支給月数（現行3.95月（減額前））は、民間の支給割合（3.95月）と均衡しており、改定は行わない
  - ・ 給与減額支給措置が行われていることを勘案  
（参考）減額後の公務の支給月数3.56月分相当

### Ⅲ 給与制度の総合的見直し等

給与構造改革に関する勧告を行ってから8年が経過し、我が国の社会経済情勢は急激に変化。国家公務員給与については一層の取組を進めるべき課題が種々生じてきている

国家公務員の給与に対する国民の理解を得るとともに、公務に必要な人材を確保し、職員の士気や組織の活力の維持・向上を図っていくため、俸給表構造、諸手当の在り方を含め、給与制度の総合的な見直しについて検討を進め、早急に結論

#### ○ 民間の組織形態の変化への対応

部長、課長、係長等の間に位置付けられる従業員についても来年から官民比較の対象とする方向で検討

#### ○ 地域間の給与配分の在り方

地域の公務員給与が高いとの指摘。地域における官民給与の実情を踏まえ、更なる見直しについて検討

\* 民間賃金水準の低い全国1/4の12県の官民較差と全国の較差との率の差は実質的に2ポイント台半ば

#### ○ 世代間の給与配分の在り方

地域間給与配分の見直しと併せて、民間賃金の動向も踏まえ、50歳台、特に後半層の水準の在り方を中心に給与カーブの見直しに向けた必要な措置について検討

#### ○ 職務や勤務実績に応じた給与

##### ・ 人事評価の適切な実施と給与への反映

人事評価の適切な実施が肝要。昇給の効果の在り方等について検討

##### ・ 技能・労務関係職種の見直し

業務委託等により行政職（二）職員の削減が一層進められることが必要。直接雇用が必要と認められる業務を担当する職員を念頭に民間の水準を考慮した給与の見直しを検討

##### ・ 諸手当の在り方

公務の勤務実態や民間の手当の状況等を踏まえ必要な検討

#### \* 給与構造改革における昇給抑制の回復

平成26年4月1日の昇給回復は、45歳未満の職員を対象とし、最大1号俸上位の号俸に調整

### Ⅳ 雇用と年金の接続

閣議決定を踏まえ、各府省において現行の再任用を活用した雇用と年金の確実な接続を図る必要

#### ○ 雇用と年金の確実な接続のための取組

- ・ 職員に対する周知、希望聴取
- ・ 再任用職員の能力と経験をいかせる職務への配置等
- ・ 再任用に関する苦情への対応
- ・ 高齢期雇用を契機とした人事管理及び行政事務の執行体制の見直し等

#### ○ 再任用職員の給与

- ・ 再任用職員の俸給水準や手当の見直しについては、公的年金が全く支給されない民間再雇用者の給与の実態を把握した上で、再任用職員の職務や働き方等の実態等を踏まえ検討
- ・ 民間では、公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準を一部支給される再雇用者の給与水準から変更しない事業所が多く、転居を伴う異動の場合に単身赴任手当を支給する事業所が大半

\* 年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までには、再任用の運用状況を随時検証しつつ、本院の意見の申出（平成23年）に基づく段階的な定年の引上げも含め再検討がなされる必要

### Ⅴ 適正な給与の確保の要請

給与減額支給措置が終了する平成26年4月以降の給与については、本年の報告に基づく民間準拠による給与水準が確保される必要。国会及び内閣に対し、勧告制度の意義・役割に深い理解を示し、民間準拠による適正な給与を確保するよう要請



## B 国家公務員制度改革等に関する報告

### I 国家公務員制度改革についての基本認識

#### 1 これまでの改革の経緯を踏まえた留意点

- ・ 全体の奉仕者である公務員の人事管理の特性を踏まえ、人事行政の公正確保や労働基本権制約の代償機能の確保の観点からの十分な議論が必要
- ・ 制度官庁や各府省人事当局の実務家等の知見を活用して実効性ある制度設計を行う必要
- ・ 公務員制度は行政の基盤となる制度であり、改革は広く関係者の合意に基づいて行う必要

#### 2 今後の国家公務員制度改革の検討に当たっての論点

##### (1) 幹部職員人事の一元管理

内閣人事局の役割と各省大臣の組織・人事管理権との調和等を考慮して適切な制度設計を行う必要。中立・第三者機関が選考基準設定等に関与する必要

##### (2) 内閣人事局の設置と人事院の機能移管

- ・ 級別定数は重要な勤務条件であり、労働基本権制約の下では、級別定数に関する機能は中立・第三者機関が代償措置として担う必要
- ・ 任用の基準、採用試験及び人事院が所掌している研修は、人事行政の公正確保の観点から特に重要な事務であり、これまでどおり中立・第三者機関が担う必要

##### (3) 自律的労使関係制度

本院はこれまで自律的労使関係制度について議論を尽くすべき重要な論点を提起。十分な議論は行われておらず、未だ国民の理解は得られない状況

### II 人事行政上の諸課題への取組

#### 1 能力・実績に基づく人事管理の推進

##### (1) 幹部職員等の育成・選抜に係る人事運用の見直し等

管理職へは採用年次により一律的に昇任させるのではなく、幹部職員等として必要な能力・適性を判断して選抜を行うなど、能力・適性に基づく人事運用が一層進められるよう各府省に働きかけ

##### (2) 人事評価の適切な実施・活用

公務組織の活力を保つためには、各職員の勤務実績が人事評価に的確に反映され、その結果を活用した人事管理を推進する必要。政府における人事評価制度・運用の改善等の検討に協力

#### 2 採用試験等の見直し

##### (1) 国家公務員採用試験への英語試験の活用

平成27年度総合職試験から外部英語試験を導入。本年秋を目途に全体の概要を公表できるよう検討

##### (2) 就職活動時期の見直しへの対応

民間の就職活動後ろ倒しを踏まえ、平成27年度試験日程等について検討。平成26年度試験日程の発表と合わせて周知

#### 3 女性国家公務員の採用・登用の拡大と両立支援

##### (1) 女性国家公務員の採用・登用の拡大

女性職員を対象とする管理能力向上のための研修の拡充等の新たな取組を推進

##### (2) 両立支援の推進

- ・ 本日、配偶者帯同休業制度の導入について意見の申出。育児・介護を行う職員へのフレックスタイム制や短時間勤務制の適用の拡大等について早期に成案を得るよう検討
- ・ 男性職員の育児休業の取得が進まない要因等を職員の意識調査で把握し、必要な対応を実施
- ・ 超過勤務の縮減には、厳正な勤務時間管理などが肝要。国会関係業務などは関係各方面の理解と協力を得ながら改善。超過勤務手当については、必要に応じた予算の確保が必要



# 参 考 资 料



# 参 考 資 料 目 次

## 1 職員給与関係資料

平成25年県職員給与等実態調査の概要	(1)
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	(2)
第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	(3)
第3表 職員の給料表別平均給与月額	(4)
第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額	(6)
第5表 職員の扶養手当の支給状況	(6)
第6表 職員の管理職手当の支給状況	(6)
第7表 職員の地域手当の支給状況	(7)
第8表 職員の住居手当の支給状況	(7)
第9表 職員の通勤手当の支給状況	(7)
第10表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員	(8)
第11表 職員と国家公務員の給与比較	(25)

## 2 民間給与関係資料

平成25年職種別民間給与実態調査の概要	(26)
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	(28)
第13表 民間における初任給の改定状況	(29)
第14表 民間における定期昇給制度の状況	(30)
第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	(31)
第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	(32)
第17表 民間における家族手当の支給状況	(41)
第18表 民間における住居手当の支給状況	(41)
第19表 民間における冬季賞与の配分状況	(41)
第20表 民間における賃金カット等の実施状況	(41)
第21表 民間における再雇用者（公的年金が一部支給される者） の給与水準の取扱い	(42)
第22表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者） の給与水準の取扱い	(42)
第23表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者） の単身赴任手当の取扱い	(42)

## 3 生計費関係資料

平成25年4月の標準生計費算定方法	(44)
第24表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	(45)

## 4 労働経済関係資料

第25表 労働経済指標	(46)
-------------	------



# 1 職員給与関係資料

## 平成25年県職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった県職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、平成25年4月における職員の給与等の実態を調査したものである。

### 2 調査対象

平成25年4月1日に在職する職員で、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号）の適用を受ける職員

### 3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、号給、職名、給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及びその他の手当等

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全給料表	( 48,973 ) 48,993 人	( 43.9 ) 43.7 歳	( 21.7 ) 21.5 年
行政職給料表	( 8,977 ) 8,993	( 43.1 ) 42.9	( 21.3 ) 21.1
医療職給料表(一)	( 45 ) 45	( 45.8 ) 45.5	( 21.1 ) 21.1
医療職給料表(二)	( 454 ) 407	( 44.4 ) 45.4	( 21.5 ) 22.5
医療職給料表(三)	( 310 ) 259	( 46.8 ) 46.9	( 24.7 ) 24.7
研究職給料表	( 333 ) 356	( 42.5 ) 43.5	( 19.4 ) 20.5
公安職給料表	( 10,457 ) 10,575	( 38.5 ) 38.3	( 17.3 ) 17.1
教育職給料表(二)	( 6,555 ) 6,517	( 47.3 ) 47.2	( 24.7 ) 24.6
教育職給料表(三)	( 21,841 ) 21,841	( 45.7 ) 45.4	( 23.1 ) 22.8
特定任期付職員給料表	( 1 ) —	( 65.1 ) —	( 45.5 ) —

(注) 1 ( )内は、平成24年の数値である。

2 再任用職員は含まれていない。以下、第9表まで同じ。



第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全給料表	( 75.2 ) 75.5	( 10.0 ) 9.8	( 14.8 ) 14.7	( 0.0 ) 0.0	( 60.8 ) 60.6	( 39.2 ) 39.4
行政職給料表	( 63.0 ) 62.9	( 8.4 ) 8.5	( 28.5 ) 28.5	( 0.1 ) 0.1	( 66.8 ) 66.0	( 33.2 ) 34.0
医療職給料表(一)	( 100.0 ) 100.0	( - ) -	( - ) -	( - ) -	( 73.3 ) 71.1	( 26.7 ) 28.9
医療職給料表(二)	( 76.2 ) 76.7	( 23.8 ) 23.3	( - ) -	( - ) -	( 50.9 ) 54.8	( 49.1 ) 45.2
医療職給料表(三)	( 50.6 ) 59.1	( 36.5 ) 32.0	( 12.9 ) 8.9	( - ) -	( 2.3 ) 2.7	( 97.7 ) 97.3
研究職給料表	( 98.8 ) 98.6	( 0.9 ) 0.8	( 0.3 ) 0.6	( - ) -	( 86.8 ) 86.5	( 13.2 ) 13.5
公安職給料表	( 52.6 ) 53.4	( 3.7 ) 3.9	( 43.7 ) 42.7	( 0.0 ) 0.0	( 94.3 ) 94.1	( 5.7 ) 5.9
教育職給料表(二)	( 93.5 ) 93.6	( 5.3 ) 5.2	( 1.2 ) 1.2	( - ) -	( 59.6 ) 59.0	( 40.4 ) 41.0
教育職給料表(三)	( 85.5 ) 85.7	( 14.5 ) 14.3	( - ) 0.0	( - ) -	( 43.3 ) 43.0	( 56.7 ) 57.0
特定任期付職員給料表	( 100.0 ) -	( - ) -	( - ) -	( - ) -	( 100.0 ) -	( - ) -

(注) ( )内は、平成24年の数値である。

第3表 職員の給料表別平均給与月額

給与種目 給料表	適用人員	給料月額	給料の調整額		教職調整額		扶養手当		地域手当	初任給調整手当		住居
		平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	
全給料表	48,993	357,434	4,086 ( 14,284 )	1,191	25,619 ( 14,728 )	7,701	23,568 ( 20,534 )	9,878	14,893	99 ( 76,202 )	154	30,978
行政職給料表	8,993	340,547	303 ( 17,319 )	584	—	—	4,233 ( 20,275 )	9,544	14,710	—	—	5,976
医療職給料表(一)	45	492,791	5 ( 20,960 )	2,329	—	—	23 ( 20,874 )	10,669	82,787	44 ( 150,727 )	147,378	33
医療職給料表(二)	407	365,030	121 ( 18,824 )	5,596	—	—	188 ( 19,262 )	8,898	14,360	55 ( 16,582 )	2,241	277
医療職給料表(三)	259	370,607	36 ( 17,997 )	2,502	—	—	48 ( 17,306 )	3,207	13,729	—	—	98
研究職給料表	356	401,989	9 ( 10,889 )	275	—	—	236 ( 21,763 )	14,427	15,740	—	—	284
公安職給料表	10,575	319,030	38 ( 19,869 )	71	—	—	6,842 ( 21,699 )	14,040	13,516	—	—	7,524
教育職給料表(二)	6,517	392,610	2,071 ( 13,713 )	4,358	6,106 ( 15,501 )	14,524	3,344 ( 21,148 )	10,851	16,179	—	—	4,464
教育職給料表(三)	21,841	371,183	1,503 ( 13,861 )	954	19,513 ( 14,486 )	12,942	8,654 ( 19,514 )	7,732	15,120	—	—	12,322

(注) 平均額の欄中、( )内は受給職員の平均額を示す。

手当	通勤手当		単身赴任手当		管理職手当		義務教育等教員特別手当		へき地手当、特勤手当		産業教育手当、定時制通信教育手当		合計
	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	
円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	円
6,726 ( 10,637 )	45,017	10,298 ( 11,208 )	208	113 ( 26,548 )	3,312	3,927 ( 58,095 )	28,207	3,434 ( 5,965 )	250	97 ( 18,907 )	655	255 ( 19,074 )	416,101
7,807 ( 11,748 )	8,470	15,700 ( 16,669 )	21	115 ( 49,238 )	603	5,076 ( 75,706 )	—	—	22	32 ( 13,261 )	—	—	394,115
7,444 ( 10,152 )	38	25,925 ( 30,700 )	—	—	18	46,127 ( 115,317 )	—	—	—	—	—	—	815,450
7,320 ( 10,756 )	391	19,481 ( 20,278 )	1	167 ( 68,000 )	18	3,407 ( 77,039 )	—	—	—	—	—	—	426,500
5,111 ( 13,508 )	252	17,640 ( 18,130 )	—	—	1	194 ( 50,200 )	—	—	—	—	—	—	412,990
8,356 ( 10,475 )	341	20,362 ( 21,257 )	—	—	36	9,573 ( 94,664 )	—	—	—	—	—	—	470,722
7,779 ( 10,934 )	9,008	10,748 ( 12,618 )	168	379 ( 23,845 )	101	961 ( 100,568 )	—	—	9	7 ( 7,776 )	—	—	366,531
6,469 ( 9,444 )	6,121	10,718 ( 11,412 )	—	—	353	3,035 ( 56,041 )	6,495	5,943 ( 5,963 )	—	—	655	1,917 ( 19,074 )	466,604
5,826 ( 10,328 )	20,396	7,276 ( 7,791 )	18	19 ( 23,000 )	2,182	5,032 ( 50,366 )	21,712	5,931 ( 5,966 )	219	200 ( 19,931 )	—	—	432,215

第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額

給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
円	円	円	円	円	円	円
343,701	9,760	14,850	7,883	5,413	92	381,699

(注) 1 民間給与との比較を行う職員は、行政職給料表適用職員のうち、福祉職及び海事職の職員、本年度の新規学卒の採用者等を除く職員である(職員数 8,417名 平均年齢 43.3歳 平均経験年数 21.5年)。  
 2 給料には、給料の調整額を含む。  
 3 その他は、単身赴任手当及びへき地手当である。

第5表 職員の扶養手当の支給状況

区分 扶養親族数	受給職員数	扶養親族である配偶者	扶養親族である子	配偶者、子以外の扶養親族	特定期間(16~22歳)の子
1人	7,811人	3,779人	3,394人	638人	1,830人
2人	7,782	3,669	11,340	555	4,805
3人	5,797	4,412	12,649	330	4,113
4人	1,888	1,682	5,599	271	1,507
5人	256	232	924	124	257
6人以上	34	31	159	25	42
合計	23,568	13,805	34,065	1,943	12,554

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。  
 2 受給職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.1人である。

第6表 職員の管理職手当の支給状況

区分 機関等	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給職員計	受給職員1人 当たり支給額
本庁・出先機関 (公立学校除く)	本庁の部長	本庁の次長	本庁の課長	本庁の副課長	出先の副所長			
公立学校					校長	副校長 教頭 事務長		
受給職員数	36人	106人	291人	163人	1,291人	1,425人	3,312人	

第7表 職員の地域手当の支給状況

支給地域 区分	計	東京都		大阪市	名古屋市	福岡市	福岡市を除く福岡県内の地域
		特別区	府中市				
人員 (構成比)	人 48,993 (100.0%)	人 36 (0.1%)	人 1 (0.0%)	人 6 (0.0%)	人 2 (0.0%)	人 15,933 (32.5%)	人 33,015 (67.4%)
職員1人 当たり 支給額	円 14,893	円 57,359	円 50,640	円 57,803	円 45,090	円 17,538	円 13,559

第8表 職員の住居手当の支給状況

その1 住居区分別人員

区分 受給職員数	借家・借間における家賃等の額				経過措置 適用者
	借家		借間		
	23,000円まで	23,000円を超え 55,000円まで	55,000円を 超えるもの	小計	
人 30,978	人 21	人 4,062	人 6,401	人 10,484	人 20,494
% 100.0	% 0.1	% 13.1	% 20.6	% 33.8	% 66.2

その2 単身赴任手当受給職員の配偶者等の住居手当の支給状況(その1の内数)

区分 受給職員数	配偶者等の居住する借家・借間	経過措置適用者
人 194	人 17	人 177

(注) 自宅に係る住居手当を本年度から廃止(経過措置として、支給額を段階的に引き下げながら来年度まで支給。)

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区分 受給職員数	交通機関等	交通用具	交通機関等
	利用者	使用者	・交通用具 併用者
人 45,017	人 8,173	人 33,492	人 3,352
% 100.0	% 18.2	% 74.4	% 7.4

第10表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員

その1 行政職給料表適用職員

号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1										
2										
3										6
4										
5		55								2
6		9								1
7		43								
8		28								
9	15	89	3							2
10	7	31	1							
11	5	46	1							
12	5	20	2							
13	24	53	32							
14	11	24	18	1						
15	20	28	13						2	
16	1	25	21							
17	26	19	50						3	1
18	10	6	20						3	
19	18	3	17					1	3	
20	2	4	30	1		1			1	
21	27	53	64	3						
22	15	26	30	3			1	1		
23	22	36	22	2					1	
24	5	19	23	1			1			
25	16	49	48	3			1		1	
26	13	21	31	4			1			
27	25	25	33	8		1				
28	12	24	33	4						
29	66	5	47	6						
30	16	3	41	7				3		
31	60	2	25	12				9		
32	35	2	38	11			1	5		
33	92	2	58	10				8		
34	14	1	43	18	1		1	11		
35	73		43	13	1	1	1	2		
36	36	1	29	27			7	5		
37	22	1	79	42		2	20	3		
38	21		34	27		1	15	7		
39	6		43	27			19	6		
40	4		41	24			13	8		
41	1		100	74		1	12	5		
42	1		33	46			22	1		
43			17	79			30			
44		1	31	51		1	40			
45			39	67			69	3		
46			33	53			22			
47			48	75		1	27			
48			36	63		2	21			
49			30	71		3	25			
50			21	28	1	10	18			
51			50	18		3	15			
52			12	15		10	17			
53			19	66		6	6			
54			11	46		22	7			
55			14	58	1	36	10			
56	1		6	39		36	17			
57			5	63		63	6			
58			9	71	2	33	4			
59			6	48	1	23	3			
60			6	91	2	19	3			
61			5	51	1	23	28			
62			2	71		23				
63			3	69	2	35				
64			10	85	4	13				

号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
65	人	人	2	52	3	19	人	人	人	人
66			3	77		21				
67			5	80	4	32				
68			4	72	10	30				
69			2	50	1	47				
70			4	60		51				
71			3	80	7	51				
72			5	89	18	68				
73				45	66	73				
74			4	55	68	61				
75			4	47	54	44				
76			6	71	53	61				
77			5	50	41	374				
78			2	48	40					
79			1	59	8					
80			2	57	4					
81			2	29	2					
82			1	27	4					
83			2	39	2					
84			3	15	4					
85			4	25	18					
86			2	23	12					
87				38	14					
88				19	24					
89			2	8	18					
90			3	19	30					
91				31	23					
92			4	19	20					
93			2	19	236					
94				28						
95			2	11						
96			1	13						
97			2	11						
98			1	19						
99				20						
100			2	19						
101			3	19						
102			1	14						
103				15						
104			2	10						
105			1	18						
106			1							
107										
108			3							
109			1							
110			2							
111			1							
112										
113			12							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	727	754	1,671	3,152	800	1,301	483	79	14	12

適用職員数	8,993人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。以下本表の各表について同じ。

その2 医療職給料表(一)適用職員

級 号 給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11		1		
12				
13				
14				
15	2			
16				
17				
18				
19	2	2		
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26		1	1	
27	1			
28				
29				
30			2	
31	1			
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				1
42				
43			2	
44				1
45				
46				2
47				1
48				
49				2
50			1	
51			2	1
52				
53			2	2
54				1
55				1
56				



級 号 給	1	2	3	4
57				
58				
59				1
60				1
61				
62			1	
63				1
64			1	
65				4
66			1	
67			1	
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			2	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	6	4	16	19

適用職員数	45人
-------	-----

その3 医療職給料表(二)適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9		1						
10								
11								
12								
13		3						
14			1					
15		1						
16								
17		1	2					1
18								
19		3	3					1
20								
21		4	1					1
22		2						
23		5						
24								
25			1					
26				1				
27			3		1			
28			1					
29		4	2	3				
30			1				1	
31		3	3		2			
32				1	1			
33			3	1	1		1	
34			1	3	1		1	
35		1	1	6	3		2	
36			1	1	3		2	
37		1	3	2	1			
38				4	1		3	
39			2	7	3		3	
40			1	1	2		2	
41				1	1			
42			1	1	6		1	
43				8	4		1	
44				3	3			
45		1			3	2		
46					3			
47				2	2			
48							2	
49					3	1		
50						3		
51					8	1		
52					2	1		
53					7	1	1	
54						1		
55					2	4		
56					1	1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
57					4			
58					2			
59					6			
60					2	3		
61					6	3		
62					2	4		
63					2	3		
64					1	7		
65					1	2		
66					4	4		
67					7	2		
68					5	14		
69					6	51		
70					6			
71					2			
72					5			
73					2			
74					9			
75					6			
76					3			
77					1			
78					1			
79					3			
80								
81					5			
82					1			
83					2			
84					1			
85					11			
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	0	30	31	45	170	108	20	3

適用職員数	407人
-------	------

その4 医療職給料表(三)適用職員

号 給	1	2	3	4	5	6
級	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15			1			
16						
17						
18			1			
19		3	1			
20						
21						
22						
23		1				
24				1		
25						
26		1	1			
27						1
28		1			1	
29					2	1
30	1	1	1	2		
31				3		
32				1		
33			1	1		
34				2		
35			2	1		
36			1	1		
37				2		
38				2		
39				1		
40				1		
41	1	1	1			
42						
43			1	2		1
44				2		
45						1
46						
47			1			1
48						
49			1			
50			1			3
51			1			
52			1	1		1
53			1	2		5
54			1			3
55					1	2
56					1	4
57					1	
58			1	1		4
59			1	2		
60					1	
61				2		1
62			1	4		3
63					2	3
64					2	1
65					2	1
66					1	2
67						1
68				1	4	
69					2	
70				3	1	
71				1	3	2
72				1	3	
73				1	2	
74				3	5	
75			1			
76						
77				2	2	1
78					1	
79						
80						
81					2	
82						
83					1	
84						

給 号	級	1	2	3	4	5	6
		人	人	人	人	人	人
85						4	
86							
87					1	2	
88					1	4	
89							
90						6	
91						4	
92						3	
93						3	
94							
95						3	
96						2	
97						2	
98					1	1	
99						4	
100						6	
101						19	
102							
103							
104							
105					1		
106							
107							
108					1		
109							
110							
111							
112							
113					17		
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		2	8	28	68	119	34

適用職員数	259人
-------	------

その5 研究職給料表適用職員

号 給	級	1	2	3	4	特4	5
		人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7						1	
8						1	
9						1	
10						1	
11						1	
12						1	
13			1				
14							
15							
16							
17				5		1	
18							
19			1	1			
20				2			
21			3	4			2
22				4			
23							
24				2			1
25			6	3			1
26				3			
27			1	1			1
28				3			
29			4	4			5
30			1	2			3
31							
32				3			
33			2	2			
34				1	4		2
35			2	1	1		1
36				1	3		1
37			6	5	2		
38			1	1	6		3
39			1	6	3		2
40				5	2		3
41			6	3			
42					10		2
43			1	6	4		
44			1	1	1		2
45			4		4		1
46			2	3	3		
47			1	7	5		1
48				3	3		
49					3		2
50					5		
51				2	5		2
52					4		1
53					7		
54				1	12		
55					2		1
56					3		
57					5		
58							
59					5		
60					4		
61					2		
62					4		
63					1		
64					6		
65					1		
66					5		
67					4		
68					5		

給 級 号	1	2	3	4	特4	5
	人	人	人	人	人	人
69				1	4	
70				4		
71				4		
72				2		
73				4		
74						
75					2	
76						
77						
78						
79					1	
80						
81					1	
82						
83					2	
84						
85					9	
86						
87						
88						
89						
90						
91					1	
92						
93						
94						
95					4	
96						
97					2	
98						
99					3	
100						
101					1	
102						
103					1	
104						
105						
106						
107					2	
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123					2	
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
計	0	44	85	149	41	37

適用職員数	356人
-------	------

その6 公安職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7							1		
8									
9	4								
10	11								
11	51								
12	13								
13	11								
14	17								
15	6								
16	2								
17	65								
18	14								
19	7								
20	11								
21	62	3							
22	12		2						
23	22								
24	29								
25	198	12			1				
26	55	16			1				
27	39	112		1					
28	27	34			1				
29	61	61			1				
30	33	40		1	1				
31	157	109		1	3				
32	91	53		15	2				
33	54	95		11	3				
34	37	73		19	3				1
35	23	116		12	1				
36	26	60	2	22	2				
37	31	103	65	18	6				
38	17	69	42	32	8				
39	15	151	65	17	5				9
40	7	69	57	33	4				
41	1	109	100	17	3	1			14
42	3	87	63	25	3	4	1		
43	2	111	29	22	3	3		1	7
44	2	83	63	26	2				
45	2	137	64	39	26	6	2		46
46	1	82	86	31	14	3	1		
47		111	50	28	19	6			
48		83	52	21	22	7	1		
49	2	67	94	36	10	3		1	
50		61	92	55	14	1	1		
51		54	79	40	13	5	3		
52	1	46	86	67	15	4			
53		37	68	57	13	2	1	2	
54		61	71	45	10	2	3	2	
55		46	64	59	13	5	2	13	
56		42	60	41	9	1	7	5	
57		34	56	58	11	3	7	8	
58		41	51	45	10	3	6	1	
59		34	49	57	11	1	10		
60		38	29	48	12	1	7	2	
61		1	46	52	13	2	3	111	
62			53	36	7	1	5		
63			29	58	12	5	15		
64			28	41	5	3	7		
65			9	51	19	2	4		
66			8	43	15	1	7		
67			4	41	8	4	4		
68			3	44	18	3	1		
69			7	15	17	7	7		
70			6	21	17	5	16		
71			3	18	20	4	10		
72			4	20	38	3	5		



級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
73			6	22	28	6	10		
74			6	16	32	5	9		
75			11	27	21	4	10		
76			4	22	27	4	9		
77			3	16	22	4	71		
78			4	6	11	8			
79				14	18	6			
80			2	21	25	7			
81			2	14	31	12			
82			2	8	28	7			
83			3	14	21	5			
84			4	16	20	10			
85			3	10	24	8			
86			2	16	21	14			
87			3	18	30	9			
88			2	12	40	10			
89			2	15	30	143			
90				20	47				
91			2	11	49				
92				10	51				
93			1	8	59				
94			1	13	47				
95				21	46				
96			2	17	41				
97			1	13	230				
98			1	10					
99				12					
100			1	13					
101				12					
102				14					
103				11					
104			2	10					
105				17					
106				13					
107			1	24					
108			2	27					
109				37					
110				31					
111				32					
112				32					
113				29					
114			1	40					
115			1	27					
116				28					
117				34					
118			1	41					
119			1	31					
120			2	22					
121				24					
122				36					
123				27					
124				36					
125				18					
126				25					
127				16					
128				17					
129				8					
130			1	12					
131				11					
132			2	17					
133			1	9					
134			2	10					
135			2	8					
136				4					
137			2	40					
138									
139			1						
140			1						
141			3						
142									
143									
144									
145									
計	1,222	2,541	1,833	2,684	1,463	363	246	146	77

適用職員数	10,575人
-------	---------

その7 教育職給料表(二)適用職員

号給	級	1	2	特2	3	4
1						
2						
3						
4						
5			27			
6						
7			5			
8			3			
9			29			
10						
11			7			
12						
13			21			
14						
15			7			
16			2			
17			20			
18			4			
19			10			
20			6			
21			28			
22			1			
23	1		10			
24			10			
25			32			
26			7			1
27			15			
28			11			
29			30			1
30			3			
31			20			1
32			7			
33			44			2
34			5			3
35	2		17			5
36			10			2
37			35			12
38			6			5
39			25			8
40			7			11
41			44			16
42			7			11
43			17		1	13
44			13			5
45			35	1		54
46			11			
47	1		15			
48			13			
49	2		42			
50			14			
51			13			
52			23			
53			28	1		1
54			16			1
55	1		18			6
56			12	1		7
57			24			2
58			23			8
59			28			4
60			19			6
61	2		37	1		11
62			28			15
63	2		35	1		8
64			20			16
65	1		38	6		8
66	1		32	1		13
67	1		27	2		9
68			15	1		9
69	1		37	1		6
70			23	2		8
71			52	4		5
72			17	3		7
73	1		42	4		11
74	1		33			12
75			41	2		4
76	1		25	5		7
77	3		65	6		4
78			19	7		9
79			40	7		8
80			22	7		11
81	1		86	2		4
82			29	12		4
83	2		56	4		2
84			17	10		5
85	1		62	12		14
86	1		44	9		
87	2		62	4		
88	1		28	21		

級 号 給	1	2	特2	3	4
89	人	人	人	人	人
90	1	63	7		
91	1	29	3		
92		49	11		
93	2	32	26		
94		17	14		
95	4	32	7		
96	1	35	12		
97	1	23	11		
98	1	56	9		
99	2	52	6		
100		43	9		
101	2	57	9		
102	2	52	10		
103	1	45	11		
104	3	59	3		
105	1	75	5		
106		49	4		
107	2	89	3		
108	1	62	2		
109	1	76	3		
110		75	2		
111		111			
112	3	39			
113	2	127			
114		40			
115		19			
116		29			
117		71			
118		113			
119		44			
120		84			
121		106			
122	1	50			
123		55			
124	1	129			
125	2	66			
126	1	65			
127		110			
128		39			
129	1	68			
130		105			
131		56			
132		73			
133	1	76			
134		48			
135		66			
136		66			
137		99			
138	1	102			
139		93			
140		76			
141		89			
142		81			
143		86			
144		56			
145		54			
146		40			
147		43			
148	1	20			
149		17			
150		54			
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174	1				
175	1				
176					
177					
計	71	5,746	304	246	150

適用職員数	6,517人
-------	--------

その8 教育職給料表(三)適用職員

級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9			1		
10					
11					1
12					
13			2		
14					
15					
16					
17		209			
18					2
19		32			
20		11			4
21		254			3
22		7			
23		41			
24		20			5
25		234			12
26		11			23
27		81			24
28		31			25
29		212			34
30		18			24
31		106			27
32		46			19
33		214			36
34		30			36
35		102			56
36		46	1		51
37		214			49
38		43			47
39		106			63
40		44			56
41		185			61
42		40			44
43		110	2		38
44		59			45
45		198			315
46		38			
47		96	1		
48		82	1		
49		197	2		
50		56			
51		117	5		
52		65			
53		184	2		
54		44			
55		111	3		
56		102	1		
57		153	7		
58		99	3	1	
59		104	7	2	
60		97		1	
61		143	4	1	
62		94	2	1	
63		93	7	1	
64		109	1	1	
65		114	5	2	
66		69	5	1	
67		108	10	4	
68		92	6	10	
69		97	3	12	
70		98	8	9	
71		86	8	10	
72		76	5	34	
73		97	13	8	
74		85	22	19	
75		104	6	20	
76		81	13	45	
77		97	25	26	
78		73	16	58	
79		91	22	49	
80		66	39	51	

級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
81		85	27	59	
82		85	34	50	
83		88	39	44	
84		63	33	43	
85		76	44	48	
86		71	59	62	
87		83	14	55	
88		60	56	31	
89		90	30	44	
90		53	15	30	
91		83	20	43	
92		64	44	41	
93		107	30	19	
94		50	36	26	
95		94	32	23	
96		60	38	19	
97		93	36	12	
98		57	37	15	
99		140	24	12	
100		73	24	10	
101		106	23	77	
102		58	17		
103		84	16		
104		67	14		
105		74	13		
106		89	10		
107		119	13		
108		75	12		
109		153	23		
110		143			
111		104			
112		166			
113		171			
114		137			
115		206			
116		219			
117		160			
118		232			
119		180			
120		234			
121		254			
122		249			
123		138			
124		267			
125		80			
126		126			
127		97			
128		196			
129		291			
130		141			
131		217			
132		280			
133		179			
134		175			
135		292			
136		232			
137		179			
138		245			
139		233			
140		252			
141		276			
142		227			
143		262			
144		223			
145		196			
146		272			
147		261			
148		363			
149		277			
150		290			
151		236			
152		210			
153		175			
154		156			
155		118			
156		117			
157		90			
158		70			
159		30			
160		38			
161		57			
計	0	18,544	1,068	1,129	1,100

適用職員数	21,841人
-------	---------

その9 再任用職員の適用給料表別、級別人員

1 フルタイム勤務職員

給料表	級		1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
	計	人											
全給料表	394	人	7	149	人	49	175	14	人	人	人	人	人
行政職給料表	185	人				39	134	12					
医療職給料表(二)	15	人					13	2					
医療職給料表(三)	13	人				5	8						
研究職給料表	4	人					4						
公安職給料表	21	人				5	16						
教育職給料表(二)	104	人	7	97									
教育職給料表(三)	52	人		52									

2 短時間勤務職員

給料表	級		1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
	計	人											
全給料表	218	人		88	1	28	91	10					
行政職給料表	109	人				18	81	10					
医療職給料表(二)	2	人					2						
医療職給料表(三)	10	人				10							
研究職給料表	5	人					5						
公安職給料表	3	人					3						
教育職給料表(二)	51	人		50	1								
教育職給料表(三)	38	人		38									

適用職員数(1+2)	612人
------------	------

第11表 職員と国家公務員の給与比較（ラスパイレス指数）

区 分	指 数	
	国家公務員	職 員
平成24年4月	100.0	110.3

- (注) 1 「平成24年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。
- 2 ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(本給)とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し、算出したもので、国を100としたものである。
- 3 平成24年4月現在、国家公務員に対して給与減額支給措置が実施されており、当該措置が実施されていないとした場合の職員の値は、101.9である。

## 2 民間給与関係資料

### 平成25年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本人事業委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成25年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### 2 調査機関

本人事業委員会並びに人事院、北九州市人事委員会及び福岡市人事委員会 ほか

#### 3 調査の範囲

##### (1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の福岡県内の民間事業所2,169事業所

##### (2) 調査対象職種

78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

#### 4 調査対象の抽出

##### (1) 標本事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を産業、規模等によって43層に層化し、これから543事業所を無作為に抽出し実地調査を行ったが、調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

##### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。



## 5 集 計

### (1) 調査実人員

18,742人(うち初任給関係1,398人)であるが、行政職に相当する調査実人員は16,072人である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は102,020人であり、うち、行政職に相当するものは73,146人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

## 6 そ の 他

(1) 表中「－」とあるのは、該当従業員又は該当事業所のないことを示す。

(2) 年齢は平成25年4月1日現在における満年齢である。

(3) 「きまって支給する給与」とは、基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、能率給、家族手当、住宅手当、役付手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日出勤手当等月ごとに支給されるすべての給与を含めたものをいう。

(4) 「時間外手当」とは、きまって支給する給与総額に含まれ、超過勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等の時間外手当をいう。

(5) 第16表には、初任給関係職種に該当する従業員は含まれていない。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	事業所 469	事業所 84	事業所 77	事業所 50	事業所 177	事業所 81
農業、林業、漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	48	9	11	5	16	7
製造業	146	29	18	15	59	25
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	103	18	14	10	32	29
卸売業、小売業	56	6	11	8	23	8
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	24	13	2	1	7	1
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業	92	9	21	11	40	11

(注) 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が23、調査不能の事業所が51あった。

第13表 民間における初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
			%	%	%	
大学卒	規模計	26.2	(15.2)	(84.8)	(0.0)	73.8
	500人以上	29.4	(21.9)	(78.1)	(0.0)	70.6
	100人以上 500人未満	30.5	(11.0)	(89.0)	(0.0)	69.5
	50人以上 100人未満	10.9	(0.0)	(100.0)	(0.0)	89.1
高校卒	規模計	9.2	(8.2)	(91.8)	(0.0)	90.8
	500人以上	8.3	(13.2)	(86.8)	(0.0)	91.7
	100人以上 500人未満	12.1	(6.4)	(93.6)	(0.0)	87.9
	50人以上 100人未満	5.5	(0.0)	(100.0)	(0.0)	94.5

(注) ( )内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における定期昇給制度の状況

役職 段階	企業規模	項目				定期昇給 制度なし
		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	規 模 計	95.3 %	46.0 %	80.4 %	47.7 %	4.7 %
	500人以上	95.2	40.4	83.3	57.5	4.8
	100人以上 500人未満	97.7	52.9	77.2	39.5	2.3
	50人以上 100人未満	89.9	45.2	80.3	38.2	10.1
課長級	規 模 計	78.9	31.8	79.5	46.1	21.1
	500人以上	80.0	31.5	88.8	51.9	20.0
	100人以上 500人未満	87.4	52.9	77.2	41.8	12.6
	50人以上 100人未満	70.8	41.2	85.4	40.8	29.2

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	199,005	204,399	195,353	177,050
	短大卒	170,260	174,286	170,711	* 158,013
	高校卒	155,353	158,046	153,605	* 155,103
新卒事務員	大学卒	194,778	200,439	190,426	* 169,278
	短大卒	164,900	* 169,338	171,067	* 146,233
	高校卒	154,150	155,208	152,715	x
新卒技術者	大学卒	206,945	212,388	204,506	* 185,410
	短大卒	175,874	* 178,184	x	* 179,582
	高校卒	155,942	160,848	153,875	* 155,516
準新卒医師	大学卒	* 389,100	* 389,100	—	—
準新卒薬剤師	大学卒	* 209,052	* 209,052	—	—
準新卒診療放射線技師	養成所卒	x	x	—	—
新卒栄養士	短大卒	x	—	x	—
準新卒看護師	養成所卒	* 203,218	* 201,686	x	—
準新卒准看護師	養成所卒	* 150,548	* 150,148	x	—
新卒研究員	大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭	大学卒	x	x	—	—

- (注) 1 「\*」は、調査事業所数が5事業所以下、「x」は、調査事業所が1事業所であることを示す。  
 2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。  
 3 「準新卒」とは、平成24年度中に資格免許を取得し、平成25年4月までの間に採用された場合をいう。  
 ただし、準新卒医師は、平成22年3月大学卒業後、平成22年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成25年4月までの間に採用された者をいう。

第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する 給 与 (A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
支店長	56人	52.2歳	739,495円	2,189円	737,306円	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上、本 表3企業規模100人以上500人未 満及び本表4企業規模50人以上 100人未満の対応級欄参照
大学卒	41	52.5	798,241	2,941	795,300		
短大卒	4	54.0	683,638	0	683,638		
高校卒	10	50.3	535,394	200	535,194		
中学卒	*	*	*	*	*		
工場長	16	50.3	744,278	1,063	743,215	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	13	49.0	745,424	1,308	744,116		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	2	54.5	674,333	0	674,333		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	412	51.7	666,183	2,179	664,004	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	316	51.5	695,249	1,073	694,176		
短大卒	19	51.9	570,060	1,227	568,833		
高校卒	75	52.5	570,776	7,139	563,637		
中学卒	2	56.5	564,610	0	564,610		
技術部長	293	52.0	647,966	1,665	646,301	上記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職	同 上
大学卒	209	51.6	665,977	399	665,578		
短大卒	31	52.1	611,938	0	611,938		
高校卒	52	53.5	599,627	7,777	591,850		
中学卒	*	*	*	*	*		
事務部次長	82	50.9	576,822	7,886	568,936	上記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職	同 上
大学卒	63	51.0	607,949	2,647	605,302		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	18	50.6	471,722	26,663	445,059		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	46	50.1	620,493	13,276	607,217	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	同 上
大学卒	27	49.9	640,017	22,618	617,399		
短大卒	10	48.0	595,073	0	595,073		
高校卒	9	53.3	590,164	0	590,164		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	867	47.2	573,615	9,781	563,834	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	同 上
大学卒	590	46.3	602,656	11,035	591,621		
短大卒	49	46.0	497,036	7,035	490,001		
高校卒	224	49.8	517,890	7,250	510,640		
中学卒	4	52.5	348,785	279	348,506		
技術課長	811	47.9	555,717	5,255	550,462	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	同 上
大学卒	499	46.8	563,812	3,425	560,387		
短大卒	114	48.3	547,904	6,583	541,321		
高校卒	195	50.5	541,397	9,079	532,318		
中学卒	3	47.7	436,881	10,485	426,396		

関	事務課長代理	203人	45.6歳	514,295円	31,798円	482,497円	上記課長に事故等のあるときの職務代行者	同	上
	大学卒	136	44.1	532,920	29,022	503,898			
係	短大卒	13	46.2	455,820	44,217	411,603	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	同	上
	高校卒	53	48.9	480,837	36,477	444,360			
職	中学卒	*	*	*	*	*	課長に直属し部下4人以上を有する者	同	上
	技術課長代理	143	44.8	538,324	35,226	503,098			
種	大学卒	92	42.0	543,049	43,403	499,646	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同	上
	短大卒	26	48.2	534,466	19,118	515,348			
種	高校卒	23	51.9	523,528	23,578	499,950	係の長及び係長級専門職	同	上
	中学卒	2	47.5	541,268	2,410	538,858			
種	事務係長	1,309	43.8	442,679	46,924	395,755	係の長及び係長級専門職	同	上
	大学卒	744	42.3	467,854	52,319	415,535			
種	短大卒	116	43.0	386,789	35,830	350,959	係の長及び係長級専門職	同	上
	高校卒	445	46.7	415,619	40,542	375,077			
種	中学卒	4	48.5	391,452	75,344	316,108	係の長及び係長級専門職	同	上
	技術係長	1,124	44.2	490,276	52,680	437,596			
種	大学卒	627	42.1	505,152	53,928	451,224	係の長及び係長級専門職	同	上
	短大卒	134	43.6	462,168	48,224	413,944			
種	高校卒	352	47.6	472,277	51,393	420,884	係の長及び係長級専門職	同	上
	中学卒	11	53.6	560,775	77,056	483,719			
種	事務主任	878	39.9	382,367	54,023	328,344	係の長及び係長級専門職	同	上
	大学卒	451	37.2	390,207	55,664	334,543			
種	短大卒	127	42.1	358,474	46,760	311,714	係の長及び係長級専門職	同	上
	高校卒	297	42.9	380,325	55,025	325,300			
種	中学卒	3	51.3	417,343	15,550	401,793	係の長及び係長級専門職	同	上
	技術主任	692	41.3	451,349	87,681	363,668			
種	大学卒	346	37.8	450,719	94,565	356,154	係の長及び係長級専門職	同	上
	短大卒	70	39.7	416,133	68,778	347,355			
種	高校卒	251	45.2	454,935	80,541	374,394	係の長及び係長級専門職	同	上
	中学卒	25	54.5	522,682	117,032	405,650			
種	事務係員	4,719	36.1	300,784	34,136	266,648	係の長及び係長級専門職	同	上
	大学卒	2,334	32.6	313,270	39,343	273,927			
種	短大卒	789	37.9	279,682	26,501	253,181	係の長及び係長級専門職	同	上
	高校卒	1,572	40.2	293,282	30,241	263,041			
種	中学卒	24	44.8	271,709	33,867	237,842	係の長及び係長級専門職	同	上
	技術係員	3,120	35.1	342,591	57,225	285,366			
種	大学卒	1,639	32.8	349,931	63,997	285,934	係の長及び係長級専門職	同	上
	短大卒	430	36.4	334,361	53,144	281,217			
種	高校卒	1,038	38.0	334,553	48,465	286,088	係の長及び係長級専門職	同	上
	中学卒	13	47.2	331,032	37,656	293,376			

(注)「\*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平 成 2 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級		
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)				
事務	支店長	55人	52.1歳	742,831円	2,229円	740,602円	行政職 9級、10級		
	大学卒	40	52.4	804,297	3,014	801,283			
	短大卒	4	54.0	683,638	0	683,638			
	高校卒	10	50.3	535,394	200	535,194			
	中学卒	*	*	*	*	*			
	工場長	11	49.8	716,048	1,547	714,501		構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	9	48.8	725,318	1,890	723,428			
	短大卒	—	—	—	—	—			
	高校卒	2	54.5	674,333	0	674,333			
	中学卒	—	—	—	—	—		構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	事務部長	284	51.4	722,338	969	721,369			2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	236	51.2	738,708	839	737,869			
短大卒	10	50.7	620,957	0	620,957				
高校卒	37	52.9	646,676	2,086	644,590				
中学卒	*	*	*	*	*				
技術部長	233	52.0	672,387	793	671,594	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)			
大学卒	180	51.7	684,590	432	684,158				
短大卒	23	52.0	637,962	0	637,962				
高校卒	29	53.9	629,415	3,693	625,722				
中学卒	*	*	*	*	*	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職			
事務部次長	41	50.6	644,011	7,290	636,721				
大学卒	34	50.9	672,411	623	671,788				
短大卒	—	—	—	—	—				
高校卒	7	49.3	506,066	39,669	466,397	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職			
中学卒	—	—	—	—	—				
技術部次長	34	50.2	666,027	17,961	648,066				
大学卒	21	49.7	674,793	29,080	645,713				
短大卒	7	48.3	647,847	0	647,847	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職			
高校卒	6	54.0	656,557	0	656,557				
中学卒	—	—	—	—	—				
事務課長	680	46.9	606,754	10,847	595,907		2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職		
大学卒	494	46.0	622,970	11,983	610,987				
短大卒	36	46.5	534,339	9,058	525,281				
高校卒	147	50.1	574,415	7,684	566,731				
中学卒	3	53.0	390,213	372	389,841				
技術課長	655	48.1	579,622	4,756	574,866	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職			
大学卒	420	47.0	582,294	3,209	579,085				
短大卒	96	48.6	563,896	3,909	559,987				
高校卒	137	51.3	583,650	10,161	573,489				
中学卒	2	57.0	497,440	0	497,440				



関	事務課長代理	149人	45.3歳	527,272円	37,148円	490,124円	上記課長に事故等のあるときの職務代行者	行政職 5級、6級
	大学卒	100	43.9	543,187	31,910	511,277		
係	短大卒	11	46.5	483,942	52,257	431,685	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	
	高校卒	37	48.7	497,481	47,816	449,665		
職	中学卒	*	*	*	*	*	課長に直属し部下4人以上を有する者	
	技術課長代理	122	45.1	544,601	32,454	512,147		
種	大学卒	79	42.3	548,537	43,282	505,255	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	
	短大卒	21	48.4	533,769	619	533,150		
職	高校卒	20	52.6	540,758	26,109	514,649		
	中学卒	2	47.5	541,268	2,410	538,858		
種	事務係長	827	43.9	479,491	53,355	426,136	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	508	42.3	494,957	57,736	437,221		
種	短大卒	59	44.4	403,507	37,837	365,670		
	高校卒	259	47.1	465,992	47,908	418,084		
種	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	927	44.2	509,001	53,116	455,885		
種	大学卒	538	42.2	521,873	54,799	467,074		
	短大卒	102	43.7	482,772	48,716	434,056		
種	高校卒	276	48.1	491,539	50,505	441,034		
	中学卒	11	53.6	560,775	77,056	483,719		
種	事務主任	532	39.9	426,116	70,493	355,623		行政職 2級 (一部は3級、4級)
	大学卒	287	37.4	421,230	69,890	351,340		
種	短大卒	66	43.9	419,207	72,640	346,567		
	高校卒	177	42.5	436,661	71,205	365,456		
種	中学卒	2	48.0	422,165	23,325	398,840		
	技術主任	547	42.0	461,319	85,344	375,975		
種	大学卒	260	38.1	447,293	82,941	364,352		
	短大卒	52	39.2	444,905	80,828	364,077		
種	高校卒	210	46.1	475,444	85,665	389,779		
	中学卒	25	54.5	522,682	117,032	405,650		
種	事務係員	2,845	36.2	323,828	41,156	282,672		行政職 1級
	大学卒	1,503	32.2	329,519	46,595	282,924		
種	短大卒	405	39.5	305,437	32,428	273,009		
	高校卒	924	41.2	323,192	36,215	286,977		
種	中学卒	13	43.9	284,035	35,534	248,501		
	技術係員	2,074	35.0	361,614	65,662	295,952		
種	大学卒	1,070	32.7	371,338	75,187	296,151		
	短大卒	287	36.1	347,277	61,012	286,265		
種	高校卒	710	38.0	352,692	53,503	299,189		
	中学卒	7	48.0	367,993	33,764	334,229		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する 給 与 (A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
支店長	* 人	* 歳	* 円	* 円	* 円	構成員50人以上の支店（社）の 長 （取締役兼任者を除く。）	行政職 7級、8級
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	4	53.8	880,483	0	880,483	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
大学卒	3	52.3	884,219	0	884,219		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	105	52.7	553,993	2,623	551,370	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 （取締役兼任者を除く。）	
大学卒	70	52.4	581,277	2,015	579,262		
短大卒	7	53.9	529,348	3,330	526,018		
高校卒	27	52.9	493,251	4,116	489,135		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術部長	44	51.5	565,240	6,884	558,356		
大学卒	23	50.5	558,438	243	558,195		
短大卒	6	52.0	543,820	0	543,820		
高校卒	15	52.9	584,238	19,821	564,417		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	33	52.6	527,822	3,868	523,954	上記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職	
大学卒	26	52.4	547,900	3,479	544,421		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	7	53.4	453,247	5,313	447,934		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	11	49.5	501,140	0	501,140	上記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職	
大学卒	6	50.3	518,302	0	518,302		
短大卒	3	47.3	471,933	0	471,933		
高校卒	2	50.5	493,466	0	493,466		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	155	48.6	468,540	5,445	463,095	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	行政職 5級、6級
大学卒	85	48.0	513,479	4,971	508,508		
短大卒	9	45.1	395,721	1,405	394,316		
高校卒	61	50.0	416,663	6,700	409,963		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	121	47.2	464,480	9,100	455,380	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大学卒	66	45.7	467,373	5,477	461,896		
短大卒	16	46.7	473,987	23,448	450,539		
高校卒	38	50.4	459,366	8,762	450,604		
中学卒	*	*	*	*	*		

関	事務課長代理	42人	46.2歳	496,379円	19,071円	477,308円	上記課長に事故等のあるときの職務代行者	行政職 4級
	大学卒	31	44.7	511,590	22,352	489,238		
係	短大卒	2	44.0	301,150	0	301,150	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	行政職 4級
	高校卒	9	51.9	487,373	12,007	475,366		
職	中学卒	—	—	—	—	—	課長に直属し部下4人以上を有する者	行政職 4級
	技術課長代理	21	42.8	501,858	51,333	450,525		
種	大学卒	13	40.0	509,698	44,139	465,559	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職 3級
	短大卒	5	47.2	537,393	96,813	440,580		
種	高校卒	3	47.3	408,659	6,705	401,954	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務係長	410	43.7	389,949	38,771	351,178	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	210	41.8	419,839	44,557	375,282		
種	短大卒	46	42.5	377,595	35,962	341,633	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	高校卒	152	46.5	353,534	31,724	321,810		
種	中学卒	2	51.0	303,079	31,229	271,850	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	技術係長	158	44.1	410,538	53,696	356,842		
種	大学卒	74	42.2	412,294	49,155	363,139	係の長及び係長級専門職	行政職 2級 (一部は3級)
	短大卒	20	42.5	403,451	62,188	341,263		
種	高校卒	64	46.7	410,722	56,292	354,430	係の長及び係長級専門職	行政職 2級 (一部は3級)
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務主任	268	39.3	322,888	28,420	294,468	係の長及び係長級専門職	行政職 2級 (一部は3級)
	大学卒	133	36.2	346,548	32,919	313,629		
種	短大卒	45	40.0	298,196	16,893	281,303	係の長及び係長級専門職	行政職 2級 (一部は3級)
	高校卒	89	43.3	299,064	27,845	271,219		
種	中学卒	*	*	*	*	*	係の長及び係長級専門職	行政職 2級 (一部は3級)
	技術主任	109	39.0	437,900	113,893	324,007		
種	大学卒	61	37.6	509,771	164,166	345,605	係の長及び係長級専門職	行政職 2級 (一部は3級)
	短大卒	9	42.7	332,986	30,528	302,458		
種	高校卒	39	40.4	349,696	54,497	295,199	係の長及び係長級専門職	行政職 2級 (一部は3級)
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務係員	1,501	35.5	271,182	25,125	246,057	係の長及び係長級専門職	行政職 1級
	大学卒	691	33.0	288,798	27,494	261,304		
種	短大卒	314	35.7	256,385	21,863	234,522	係の長及び係長級専門職	行政職 1級
	高校卒	490	38.8	256,047	23,802	232,245		
種	中学卒	6	45.0	252,770	30,880	221,890	係の長及び係長級専門職	行政職 1級
	技術係員	779	35.5	311,066	43,705	267,361		
種	大学卒	417	32.9	315,041	46,185	268,856	係の長及び係長級専門職	行政職 1級
	短大卒	91	37.9	315,861	43,055	272,806		
種	高校卒	267	38.6	303,266	39,760	263,506	係の長及び係長級専門職	行政職 1級
	中学卒	4	49.8	308,179	63,295	244,884		

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する 給 与 (A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
支店長	— 人	— 歳	— 円	— 円	— 円	構成員50人以上の支店（社）の 長 （取締役兼任者を除く。）	行政職 6級、7級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
工場長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
事務部長	23	50.9	484,953	15,094	469,859	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 （取締役兼任者を除く。）	
大学卒	10	51.7	467,436	0	467,436		
短大卒	2	51.5	458,070	0	458,070		
高校卒	11	50.0	505,767	31,562	474,205		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	16	53.4	519,817	0	519,817		
大学卒	6	53.8	519,837	0	519,837		
短大卒	2	52.5	517,025	0	517,025		
高校卒	8	53.4	520,499	0	520,499		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	8	45.5	434,612	27,524	407,088		上記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職
大学卒	3	40.7	397,800	18,376	379,424		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	4	47.8	443,950	41,265	402,685		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	*	*	*	*	*		
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	*	*	*	*	*		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	32	47.7	378,361	8,132	370,229	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大学卒	11	51.2	379,467	15,327	364,140		
短大卒	4	43.3	389,268	1,500	387,768		
高校卒	16	46.3	384,490	5,351	379,139		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術課長	35	45.7	423,769	1,292	422,477		
大学卒	13	46.2	456,337	0	456,337		
短大卒	2	47.0	371,607	0	371,607		
高校卒	20	45.3	407,816	2,262	405,554		
中学卒	—	—	—	—	—		

関	事務課長代理	12 人	46.3 歳	415,861 円	9,919 円	405,942 円	上記課長に事故等のあるときの職務代行者	行政職 4級
	大学卒	5	46.4	459,827	12,607	447,220		
係	短大卒	—	—	—	—	—	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	行政職 4級
	高校卒	7	46.3	384,456	7,998	376,458		
職	中学卒	—	—	—	—	—	課長に直属し部下4人以上を有する者	行政職 4級
	技術課長代理	—	—	—	—	—		
種	大学卒	—	—	—	—	—	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職 3級
	短大卒	—	—	—	—	—		
種	高校卒	—	—	—	—	—	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務係長	72	43.7	320,130	19,497	300,633	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	26	45.7	326,114	9,154	316,960		
種	短大卒	11	37.2	335,570	24,520	311,050	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	高校卒	34	44.0	309,451	23,845	285,606		
種	中学卒	*	*	*	*	*	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	技術係長	39	42.5	368,252	38,226	330,026		
種	大学卒	15	41.7	363,515	46,229	317,286	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	短大卒	12	44.0	384,894	20,771	364,123		
種	高校卒	12	42.1	357,531	45,678	311,853	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務主任	78	41.4	288,336	29,657	258,679	係の長及び係長級専門職	行政職 2級 (一部は3級)
	大学卒	31	39.4	290,314	21,555	268,759		
種	短大卒	16	40.7	277,483	24,005	253,478	係の長及び係長級専門職	行政職 2級 (一部は3級)
	高校卒	31	43.7	291,960	40,676	251,284		
種	中学卒	—	—	—	—	—	係の長及び係長級専門職	行政職 2級 (一部は3級)
	技術主任	36	37.2	340,588	43,838	296,750		
種	大学卒	25	35.5	342,260	45,636	296,624	係の長及び係長級専門職	行政職 2級 (一部は3級)
	短大卒	9	39.1	333,041	37,408	295,633		
種	高校卒	2	50.0	353,640	50,298	303,342	係の長及び係長級専門職	行政職 2級 (一部は3級)
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務係員	373	37.4	244,148	16,851	227,297	係の長及び係長級専門職	行政職 1級
	大学卒	140	35.3	259,618	19,977	239,641		
種	短大卒	70	38.1	235,172	13,010	222,162	係の長及び係長級専門職	行政職 1級
	高校卒	158	38.8	233,839	15,268	218,571		
種	中学卒	5	46.8	262,390	33,120	229,270	係の長及び係長級専門職	行政職 1級
	技術係員	267	34.6	286,798	31,129	255,669		
種	大学卒	152	33.7	294,959	34,100	260,859	係の長及び係長級専門職	行政職 1級
	短大卒	52	35.5	295,449	27,375	268,074		
種	高校卒	61	35.8	260,380	27,944	232,436	係の長及び係長級専門職	行政職 1級
	中学卒	2	39.5	247,375	0	247,375		

その2 その他の職種(企業規模計)

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する 給 与 (A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
研究 所 長	— 人	— 歳	— 円	— 円	— 円	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)	
研究 部(課) 長	16	50.3	592,117	386	591,731		
研究 室(係) 長	—	—	—	—	—		
主 任 研 究 員	44	42.2	446,786	13,358	433,428		
研 究 員	47	31.7	292,958	24,293	268,665		
研 究 補 助 員	—	—	—	—	—		
医 療	病 院 長	2	58.0	1,667,565	0	1,667,565	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副 院 長	6	58.0	1,337,647	33,000	1,304,647	
	医 科 長	19	48.9	1,484,245	126,011	1,358,234	
	医 科 医 師	47	36.0	917,101	188,536	728,565	
関 係 職 種	薬 局 長	12	49.1	503,075	7,900	495,175	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	83	35.2	329,061	27,915	301,146	
	診 療 放 射 線 技 師	72	37.2	377,925	52,015	325,910	
	臨 床 検 査 技 師	80	42.4	354,981	45,784	309,197	
	栄 養 士	84	34.4	255,297	10,611	244,686	
	理 学 療 法 士	192	31.5	296,900	9,786	287,114	
	作 業 療 法 士	174	30.9	277,073	6,866	270,207	
種	総 看 護 師 長	9	55.4	497,221	2,628	494,593	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師 長	182	46.6	394,618	23,843	370,775	
	看 護 師	495	38.9	312,060	33,876	278,184	
	准 看 護 師	258	42.9	258,343	27,886	230,457	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長・ 副 学 長・学 部 長	13	57.2	830,287	0	830,287	
	大 学 教 授	138	56.9	762,198	45,417	716,781	
	大 学 准 教 授	101	44.4	600,442	62,959	537,483	
	大 学 講 師	45	41.8	492,628	23,087	469,541	
	大 学 助 教	17	33.5	403,504	4,334	399,170	
	大 学 助 手	6	47.5	416,551	0	416,551	
種	高 等 学 校 校 長	4	61.5	787,839	30,000	757,839	
	高 等 学 校 教 頭	14	54.1	600,406	7,614	592,792	
	高 等 学 校 教 諭	154	44.8	483,464	18,474	464,990	

第17表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,419円
配偶者と子1人	19,009円
配偶者と子2人	24,292円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,200円が加算される。

第18表 民間における住居手当の支給状況

支給の有無	事業所割合(%)
支給	51.6
非支給	48.4
借家・借間居住者に対する住宅 手当月額の最高支給額の 中位階層	27,000円以上28,000未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給額は27,000円である。

第19表 民間における冬季賞与の配分状況

企業規模	項目	部長級(非役員)		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
規模計		53.8	46.2	54.8	45.2	62.5	37.5
500人以上		49.7	50.3	51.4	48.6	62.5	37.5
100人以上500人未満		60.1	39.9	59.2	40.8	64.7	35.3
50人以上100人未満		50.9	49.1	53.6	46.4	57.1	42.9

第20表 民間における賃金カット等の実施状況

役職段階	項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所 における平均減額率
		%	%
係員		1.9	5.2
課長級		1.9	5.2

(注) 平成25年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第21表 民間における再雇用者(公的年金が一部支給される者)の給与水準の取扱い

	平成25年度以降に変更する		変更しない	検討中
	平成24年度と比べて引き上げる	平成24年度と比べて引き下げる		
月例給与	0.9%	3.7%	81.5%	13.9%
年間給与	1.5	3.5	80.3	14.7

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である(次表において同じ。)

第22表 民間における再雇用者(公的年金が支給されない者)の給与水準の取扱い

	公的年金が一部支給される再雇用者の水準と比べて			検討中
	高くする	低くする	同じにする	
月例給与	3.5%	0.8%	82.9%	12.8%
年間給与	4.7	0.8	81.8	12.7

第23表 民間における再雇用者(公的年金が支給されない者)の単身赴任手当の取扱い

	転居を伴う異動がある			転居を伴う異動がない
	単身赴任手当を支給する	単身赴任手当を支給しない	未定	
48.9%	(92.7)%	(6.3)%	(1.0)%	51.1%

(注) 1 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有し、かつ、定年前の常勤従業員に単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 ( )内は、転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。





### 3 生計費関係資料

#### 平成25年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

##### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …………… 食料

住居関係費 …………… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …………… 被服及び履物

雑費Ⅰ …………… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …………… その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

##### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査(福岡市・勤労者世帯)における平成25年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」(総務省)の18歳～24歳の単身勤労者世帯の費目別支出金額に消費者物価、消費水準の変動分を加味したものに、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。

第24表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成25年4月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	24,340 円	27,840 円	39,340 円	50,830 円	62,320 円
住居関係費	55,340	58,370	52,570	46,780	40,990
被服・履物費	8,080	8,050	13,980	19,910	25,840
雑費 I	22,280	38,720	49,480	60,230	70,990
雑費 II	7,220	20,390	21,640	22,890	24,140
計	117,260	153,370	177,010	200,640	224,280

## 4 労働経済関係資料

### 第25表 労働経済指標

項目 年度 年月	① 実質国内総生産 (GDP)		② 常用雇用指数 (調査産業計)		③ 有効求人倍率 (季節調整値)		④ 完全失業率 (季節調整値)		⑤ きまってる支給給与 (調査産業計)				⑥ 所定内給与 (調査産業計)			
			全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国		福岡県		全国		福岡県	
	前年度比・前期比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(%) (推定)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	
平成23年度	0.3	△ 0.2	△ 1.1	0.68	0.60	4.5	5.6	291.7	0.0	277.3	△ 1.2	267.6	0.1	254.0	△ 1.3	
24年度	1.2	△ 0.3	0.7	0.82	0.72	4.3	5.2	289.2	△ 0.1	271.1	0.0	265.4	△ 0.2	249.0	0.3	
平成24年4月		△ 0.2	2.1	0.79	0.69	4.5		293.0	0.8	274.1	0.1	268.1	0.3	251.2	0.3	
5月	△ 0.2	0.0	1.6	0.80	0.70	4.4	5.3	289.0	1.1	269.3	0.0	265.2	0.6	247.8	0.1	
6月		△ 0.1	1.9	0.81	0.72	4.3		290.4	0.2	271.9	△ 0.1	266.6	△ 0.1	249.8	0.0	
7月		△ 0.3	1.9	0.81	0.72	4.3		289.5	0.1	268.5	△ 1.8	266.0	0.0	246.9	△ 1.3	
8月	△ 0.9	△ 0.4	1.8	0.81	0.73	4.2	5.4	288.2	0.2	269.6	△ 0.7	265.0	0.2	247.7	△ 0.4	
9月		△ 0.5	0.8	0.81	0.71	4.3		288.4	△ 0.3	274.6	0.8	265.6	△ 0.2	252.8	1.4	
10月		△ 0.2	0.6	0.81	0.71	4.2		289.6	△ 0.5	274.3	1.8	266.1	△ 0.1	253.4	2.9	
11月	0.3	△ 0.6	0.8	0.82	0.71	4.2	4.8	289.5	△ 0.3	275.2	1.7	265.5	△ 0.1	253.3	2.6	
12月		△ 0.2	1.2	0.83	0.72	4.3		289.4	△ 0.4	271.5	0.4	265.0	△ 0.2	249.0	0.7	
平成25年1月		△ 0.6	△ 1.3	0.85	0.72	4.2		285.8	△ 0.6	265.6	△ 0.6	262.2	△ 0.5	244.1	△ 0.3	
2月	0.9	△ 0.8	△ 1.5	0.85	0.73	4.3	5.0	287.9	△ 0.8	267.9	△ 0.8	264.0	△ 0.6	245.6	△ 0.5	
3月		△ 0.7	△ 0.8	0.86	0.74	4.1		289.5	△ 1.1	270.2	△ 1.1	265.0	△ 1.0	246.6	△ 1.1	
4月		△ 0.4	△ 2.5	0.89	0.77	4.1		292.8	△ 0.1	272.9	△ 0.4	267.8	△ 0.1	249.6	△ 0.6	
5月	(P) 0.6	△ 0.3	△ 1.9	0.90	0.78	4.1	5.2	288.4	△ 0.2	270.7	0.5	264.4	△ 0.4	249.0	0.5	
6月		△ 0.1	△ 1.3	0.92	0.78	3.9		289.3	△ 0.4	271.8	0.0	265.2	△ 0.6	249.1	△ 0.2	
資料出所	内閣府	厚生労働省				総務省		厚生労働省								

- (注) 1 (P)の付されている数値は速報値である。  
2 ①については平成17暦年連鎖価格、②、⑤、⑥、⑩、⑪については平成22年基準である。  
3 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。  
4 ④福岡県の数値は、総務省の労働力調査都道府県別結果(モデル推計による都道府県別結果)である。総務省、標本規模も小さいことなどにより、全国結果に比べ結果精度が十分に確保できないとみられることから、結  
5 ④福岡県及び⑨の平成23年度、24年度の欄は、それぞれ平成23暦年、24暦年の数値である。  
6 東日本大震災の影響により、以下のとおり特別の対応が行われている。  
(1) ④は、平成23年度については、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果となっている。  
(2) ⑨は、平成23年度(平成23暦年)については、調査票を回収できなかった地域について東北地方で調査票

⑦ 総実労働 時間数 (調査産業計)		⑧ 所定外労働 時間数 (調査産業計)		⑨ 消費支出 (名目) (二人以上の世帯)						⑩ 消費者 物価指数 (総合)		⑪ 国内 企業 物価 指数	
全国	福岡県	全国	福岡県	全国		人口5万人以上の都市		福岡市		全国	福岡市		
(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
149.8	153.4	12.0	11.8	283.0	△ 2.5	284.4	△ 2.8	289.9	2.6	△ 0.1	△ 0.1		1.4
149.5	152.3	12.1	11.6	286.2	1.1	288.1	1.3	295.3	1.8	△ 0.3	△ 0.4		△ 1.1
153.6	154.9	12.7	11.8	301.9	3.2	304.7	3.7	293.6	6.2	0.4	0.6		△ 0.7
148.3	151.1	12.1	11.3	287.9	4.3	288.7	4.2	284.7	8.9	0.2	0.2		△ 0.9
154.9	156.8	12.0	11.1	269.8	1.5	271.5	0.9	270.7	△ 8.1	△ 0.2	△ 0.1		△ 1.5
153.2	156.4	12.0	12.3	283.3	1.2	286.8	1.6	297.9	9.1	△ 0.4	△ 0.2		△ 2.3
148.4	151.8	11.6	11.2	286.0	1.4	286.6	1.5	266.3	△ 9.6	△ 0.4	△ 0.3		△ 2.0
148.1	151.8	11.8	11.0	266.7	△ 1.2	270.3	△ 0.7	282.9	△ 5.5	△ 0.3	△ 0.4		△ 1.5
152.5	155.4	12.1	10.9	284.2	△ 0.5	287.5	0.1	284.6	△ 6.0	△ 0.4	△ 0.7		△ 1.1
155.3	156.0	12.2	11.2	273.8	0.1	276.0	0.2	292.4	12.9	△ 0.2	△ 0.5		△ 1.1
148.6	152.5	12.6	12.5	325.5	△ 0.8	326.5	△ 1.6	332.7	2.3	△ 0.1	△ 0.7		△ 0.7
139.1	143.5	11.7	12.0	288.9	2.1	292.3	2.9	275.2	△ 2.1	△ 0.3	△ 0.5		△ 0.4
145.4	147.5	11.9	11.8	268.1	0.1	273.5	0.5	252.1	△ 11.7	△ 0.7	△ 1.0		△ 0.1
146.7	150.3	12.5	12.6	316.2	4.1	317.1	4.6	307.2	△ 17.2	△ 0.9	△ 1.3		△ 0.5
154.0	156.1	12.7	12.3	304.4	0.8	309.0	1.4	281.7	△ 4.0	△ 0.7	△ 1.1		0.1
149.3	152.7	12.1	11.4	282.4	△ 1.9	285.3	△ 1.2	282.4	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.6		0.5
152.1	154.9	12.1	11.9	269.4	△ 0.1	274.4	1.1	258.4	△ 4.6	0.2	△ 0.3		1.2
省				総務省						省		日本銀行	

省は当該モデル推計について、「労働力調査は都道府県別に表章するように標本設計を行っており、果の利用に当たっては留意すること。」としている。

を回収できた地域の結果で補完することにより、全国結果が推計されている。